

福島第二原子力発電所 廃止措置計画認可申請書、 保安規定変更認可申請書の補正について

2021年3月30日
東京電力ホールディングス株式会社

本補正申請の経緯

2020年5月29日に福島第二原子力発電所1～4号炉の廃止措置計画認可申請書を原子力規制委員会に提出。

2020年11月24日に廃止措置に伴う福島第二原子力発電所保安規定変更認可申請書を原子力規制委員会に提出。

これまでの原子力規制委員会の審査でのご指摘等を踏まえ、2021年3月30日に廃止措置計画認可申請の補正書を提出。合わせて、廃止措置に伴う保安規定変更認可申請の補正書についても提出。

■福島第二原子力発電所の廃止措置計画認可申請までの経緯

2019年 7月31日	全号炉の廃止を決定
2019年 9月30日	電気事業法に基づく発電事業変更届出書を経済産業大臣に提出
2020年 5月29日	廃止措置計画認可申請書を原子力規制委員会に提出

補正のポイント（廃止措置計画）

補正箇所	内容
本文十，添付三 （汚染物の廃棄， 被ばくの管理）	放射性液体廃棄物の評価における短半減期核種の減衰考慮（停止後9年の減衰期間を考慮すると短半減期核種は無視できるため，除外した現実的な評価に修正）
本文六，添付六 （性能維持施設）	ディーゼル発電機の号炉間の融通に関する設計方針や回路図等の追記
本文六，添付六 （性能維持施設）	先行プラントでの指摘等を踏まえて，性能維持施設の性能や維持期間の修正
添付六追補 （SFPの冷却水大量漏 えい事象の評価）	先行プラントでの記載等を踏まえて，使用済燃料プール（SFP）の水抜け時のスカイシャイン評価で建屋遮蔽なしの評価結果も追記
本文四，五，六，添付六 （性能維持施設等）	先行プラントでの指摘等を踏まえて，使用済燃料輸送容器と固体廃棄物移送容器を性能維持施設等に追記
本文八 （燃料の管理，譲渡し）	号炉間の燃料輸送に関する記載の削除（記載の明確化）
全体	記載の適正化（図の明瞭化，等）

補正のポイント（保安規定）

補正箇所	内容
第5条 （保安に関する職務）	施設運用部各グループの職務の記載を明確化
第17条 （地震・火災等発生時の対応）	地震終了後及び火災が発生した場合の鎮火後の損傷有無の確認対象の修正（運転中と同様の内容に修正）
第21条 （使用済燃料プールの水位及び水温）	施設運用上の基準の適用除外条件の削除（運転中と同様の内容に修正）
第34条（放射性液体廃棄物の管理）	放射性液体廃棄物の評価における短半減期核種の減衰考慮（停止後9年の減衰期間を考慮すると短半減期核種は無視できるため、除外した現実的な評価に修正）

【参考】廃止措置計画認可申請と保安規定変更認可申請範囲

- 今回の廃止措置計画認可申請及び保安規定変更認可申請の対象範囲は「解体工事準備期間」としている。
- 解体工事準備期間においては、汚染状況の調査、核燃料物質による汚染の除去、管理区域外設備の解体撤去、原子炉建屋からの核燃料物質の搬出・核燃料物質の譲渡し、放射性廃棄物の処理処分を実施する。「解体工事準備期間」の後には、「原子炉本体周辺設備等解体撤去期間」、「原子炉本体等解体撤去期間」、「建屋等解体撤去期間」となる。

解体工事準備期間	原子炉本体周辺設備等解体撤去期間	原子炉本体等解体撤去期間	建屋等解体撤去期間
汚染状況の調査			
核燃料物質による汚染の除去			
	管理区域内設備（原子炉本体以外）の解体撤去		
← 原子炉本体の放射能減衰（安全貯蔵） →		原子炉本体の解体撤去	
			建屋等の解体撤去
管理区域外設備の解体撤去			
原子炉建屋内核燃料物質貯蔵設備からの核燃料物質の搬出			
核燃料物質の譲渡し			
放射性廃棄物（運転中に発生した放射性廃棄物及び廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物）の処理処分			